

公益社団法人鹿児島県工業倶楽部定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県工業倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を鹿児島市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、鹿児島県下において製造業及びこれに関連する事業を営む者が、業種、業態等の相異にかかわらず交流を深めるとともに、組織的な事業推進を通じて、地域企業の経営基盤の強化、技術の高度化、新技術・新製品の開発による新規事業分野への進出等を促進し、もって本県工業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 異業種間の交流・融合化の推進に関する事業
- (2) 産・学・官の交流の推進に関する事業
- (3) 人材の確保・養成に関する事業
- (4) 研修会、講演会、展示会等の開催に関する事業
- (5) 新規事業分野開拓のための調査研究及び情報の収集・提供に関する事業
- (6) 地域産業の振興方策に関する意見の公表・具申に関する事業
- (7) 県外及び国外の企業、団体等との交流に関する事業
- (8) 知的財産権制度の普及啓発に係る指導、相談及び情報提供に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県において行うものとする。ただし、第7号の事業は、鹿児島県と県外及び国外との間の事業として行うことができる。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 鹿児島県下において製造業及びこれに関連する事業を営む者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功績があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとするものは、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。又、正会員及び賛助会員は毎年会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会の定めるところにより届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したとき、あるいは総正会員が同意したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき(特別会員にあっては、第2号又は第3号に該当するとき)は、総会において総正会員の3分の2以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨あらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上30人以内

(2) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 理事のうち、1人を会長、3人以上5人以内を副会長とする。又1人を専務理事とすることができる。
- 4 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 6 理事の構成は、理事相互に配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 7 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、会長を補佐し、業務を執行するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 7 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第13条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 理事及び監事は、再任されることができる。
- 3 理事及び監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、理事及び監事としての権利義務を有する。

- 4 会員から選任されていた理事又は監事が、会員ではなくなったとき、又は、会員である法人に属さないこととなったときは、辞任したものとみなす。

(役員解任)

第14条 理事は総会の決議により、監事は総会における総正会員の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により理事又は監事を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号又は第3号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「理事又は監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬)

第15条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を得て別に定める。

第4章 総会

(種別)

第17条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第19条 総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の 10 分の 1 以上から会議の目的及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 2 1 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合には、請求の日から 30 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開会の日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 2 2 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 2 3 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第 2 4 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 2 5 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として決議に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 2 6 条 総会に出席できない正会員は、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 2 3 条及び第 2 5 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 7 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 30 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより、招集の請求があったとき、又は同法の定めるところにより理事あるいは監事が招集したとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 号後段の規定により、理事又は監事が招集する場合を除く。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め定めた副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第36条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) この法人の目的である事業を行うために必要な業務または活動の用に供することとして理事会で定めた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。この場合は、直近の総会で報告するものとする。

(資産の管理)

第38条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て決める。

2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込

みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会における総正会員の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除

く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鹿児島県において発行する南日本新聞に掲載する方法による。

第9章 雑則

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は岩元正孝、副会長は小城年久、本村嘉啓、桑野正敬、横山勝一とする。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から適用する。